**第13回玉掛け安全競技静岡大会開催要領**

１　趣 旨

クレーン等による災害は、長期的には減少傾向にあるが、毎年、玉掛け作業中に多くの働く人が被災する等未だに憂慮される状況にある。

係る現状に鑑み、玉掛け技能の向上と安全意識の高揚を図り、玉掛け作業をはじめとしてクレーン等による労働災害の防止に寄与することを目的とする。

２　主 催　　一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部

３　後 援 　静岡労働局

４　開催日時　　令和6年9月2日(月)　9時30分開会　16時閉会 (予定)

５　会 場　　掛川クレーン学校　　掛川市大池655番地

６　参加方法等

（１）参加選手　　15名以内とする。

（２）参加資格　　玉掛けの業務に就くことが出来る資格を有し、所属する会員事業場から推薦された者とする。

７　参加費　　　　大会参加費は無料とし、旅費は各自負担とする。

８　競 技

（１）競技種目

　　　　競技種目は次のとおりとする。

ア　質量目測

イ　ワイヤロープ径の目測

ウ　玉掛け及び合図の実技

（２）競技実施方法

競技種目ごとの実施方法の概要は次のとおりとする。

ア　質量目測

鋼材２個 (板材及びＨ鋼)、木材 (枕木1束)、ドラム缶 (コンクリート詰め) 1個、コンクリート (ウェイト) 1個の計5種の物質に手を触れることなく、目測によって質量を判定し、目測した質量 (kg) を所定の用紙に記入する。

イ　ワイヤロープ径の目測

直径の異なる玉掛け用ワイヤロープ５本を、手を触れることなく、目測によって直径を判定し、それぞれの目測した直径(mm)を所定の用紙に記入する。

ウ　玉掛け及び合図の実技

①　選手は、審査員長に対し、ゼッケン番号及び氏名を申告し、玉掛技能講習修了証又は玉掛けの業務に就くことが出来る資格を有することを証する書面を提示する。

②　審査委員の「競技開始」の笛の指示 (時間計測開始) により、選手はつり荷の形状等を確認し、つり荷の玉掛けに最も適すると思われる玉掛け用ワイヤロープ及び補助具を選定し、玉掛け作業を開始する。

(玉掛け用ワイヤロープを掛ける時には、玉掛け補助者1名をつけるので、選手から玉掛補助者に対して的確な指示を行う。)

③　つり荷に玉掛け後、クレーンを呼び出し、つり荷をフックに掛け、地切りした後、選手は審査委員に『測定をお願いします』と申告し(時間測定停止)、つり荷の傾斜角度及び玉掛け用ワイヤロープのつり角度の測定を受ける。

④　傾斜角度及びつり角度の測定終了後、審査員の『巻上げて下さい』の指示により、地上2.0mの高さまで巻上げてつり荷を停止させ、選手は審査委員に『測定をお願いします』と申告し、審査委員による高さの測定を受ける。

⑤　高さ測定終了後、審査委員の『競技再開』の指示 (時間測定再開) により、つり荷の高さを変えないで、所定の荷卸し位置の真上までつり荷を誘導して巻下げを行い、着地させ、玉掛け用ワイヤロープを外し、クレーンのフックを地上2mの高さまで巻上げた後、選手はクレーン運転士に『作業終了』の合図 (時間計測終了)を行う。

(玉掛け用ワイヤロープを外すときには、玉掛け補助者1名を付けるので、選手から玉掛け補助者に対して的確な指示を行う。)

⑥　競技に使用した玉掛け用ワイヤロープ及び補助具を競技開始前の場所に片づけた後、審査委員長に「競技終了」の報告を行い退場する。

(台木は片付けない。)

⑦　合図の方法は、(一社) 日本クレーン協会発行の「玉掛け作業者必携」に掲載されている合図方法によること。なお、これに寄らない場合は、事前に使用する合図表等を静岡支部に送付すること。

⑧　安全確認(指差呼称)は、次の5項目で足りるものとし、実施しなかった場合は減点の対象となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | | 指 差 呼 称 |
| 1 | フック中心が荷の重心上にあることの確認 | 「重心よし」 |
| 2 | 玉掛け用ワイヤロープの張り具合の確認 | 「張りよし」 |
| 3 | 玉掛け状態の確認 | 「玉掛けよし」 |
| 4 | 地切り後、つり荷の安定の確認 | 「地切りよし」 |
| 5 | 着地時につり荷の安定の確認 | 「着地よし」 |

⑨　競技時間は、審査委員が『競技開始』の指示をした時から、つり荷の確認、玉掛け、つり荷の移動、荷下ろし、玉掛け用ワイヤロープ外し、フックを所定の位置まで巻上げ、選手がクレーン運転士に『作業終了』の合図をした時までの時間とする。

但し、審査委員によるつり荷の傾斜角度などの測定からつり荷の高さ測定までの時間は含まない。

⑩　この競技大会は、安全作業を重視するため、玉掛けの方法はあだ巻掛けとして、2本4点つりとする。

９　審 査

審査は、別に定める競技審査基準に基づいて審査委員が行うが、審査項目、採点の概要及び失格事項は次のとおりである。

（１）審査項目、採点の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 配点 | 採点内容 |
| 玉掛け作業に適した服装・態度等 | | 20 | 服装・態度等 |
| 質量目測 | | 50 | 誤差の程度により2～10点の減点 |
| ワイヤロープ径の目測 | | 50 | 誤差の程度により 3～10点の減点 |
| 玉掛け及び合図の実技 | 吊り荷の傾斜角度 | 30 | つり荷の傾斜角度(縦・横各々)について傾斜角度の程度により 2～15点の減点 |
| 玉掛け用ワイヤロープの吊り角度 | 30 | 玉掛け用ワイヤロープのつり角度が60度を超えた場合その程度により10～30点の減点 |
| 玉掛け方法及び安全確認 | 70 | 安全な玉掛け作業を行う上で、つり荷の確認、玉掛け用具の点検、取扱い、玉掛け方法、各種の安全確認、荷振れ等の有無、内容等により5～30点の減点 |
| 合図の方法 | 30 | 必要な合図をしない、合図が不明瞭、合図を誤った場合等は5～15点の減点 |
| 競技時間 | 20 | 競技の所要時間が8分を超えた場合、2点の減点、更に30秒増す毎に2点ずつ減点、12分30秒を超えた場合、最大20点の減点 |

（２）失格事項

次の場合は失格となる。

ア　玉掛け技能講習修了証 又は玉掛けの業務に就くことが出来る資格を有する書面を携帯していない場合

イ　他の選手等と相談するなど不正な行為があった場合、また、目測物に直接触れて測定した場合

ウ　 審査委員長が危険又は不適当と判断した場合

10　表 彰

競技成績第1位から第3位までを入賞とし、当支部長賞及び副賞を授与する。

11　参加申込み

（１）申込方法　　別添の参加申込書により当支部に申し込みをする。

（２）申込期限　　令和6年7月12日(金)とする。

12　選手受付等

（１）選手は、大会当日、午前8時30分から午前9時までの間に、会場にて選手参加票（申し込み後当支部から送付する。）を提示して受付を済ませること。

（２）選手に付添者が同行する場合は、原則として1名とする。

　　　なお、受付後は、競技終了まで原則として選手と付添者は接触できない。

13　競技用機材等の準備

（１）選手は、次のものを持参すること。

なお、合図に使用する笛及び選手及び付添者の昼食は当支部が用意する。

　　ア　玉掛け技能講習修了証又は玉掛けの業務に就くことが出来る資格を有することを証明する書面（コピーしたものは不可）

　　イ　作業服、安全帽、安全靴、手袋等（安全作業に適した服装であること）

　　ウ　筆記用具

　　エ　卓上計算機

　　オ　選手参加票

（２）競技会場には、次のものが準備されている。

　　ア　玉掛け及び合図の実技

　　　①　天井クレーン　　　　つり上げ荷重 　　　　 5.082ｔ

　　　　　　　　　　　　　　　定格荷重　　　　　　　　 5ｔ

ス パ ン 　　　　 12m

揚 程 　　　 　 7m

定格速度　 巻 上 0.25m/ｓ

走 行 0.66m/ｓ

横 行 1.66m/ｓ

　　　②　競技用つり荷

　　　③　数種類の玉掛け用ワイヤロープ、玉掛け補助具

　　イ　質量目測及びワイヤロープ径の目測

　　　①　質量目測　　　　　　　5種類

　　　②　目測用ワイヤロープ　　5種類

　　　③　画板